

一時保護所第三者評価 結果報告書（令和5年度）

1. 目的

大阪府では、一時保護所は子ども家庭センター併設ではなく、3か所の一時保護所において、府内6か所の子ども家庭センター（児童相談所）が一時保護を決定した児童を受け入れている。一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるが、子どもの安全確保のみならず、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものである。より一層、子どもの権利擁護を図るため、一時保護所の自己評価及び第三者評価を通じ、一時保護における質の確保・向上を図る。

2. 評価者

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等点検・検証専門部会
（五十音順、敬称略）（◎：部会長）

大久保 圭策	大久保クリニック 医師
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
濱田 雄久	弁護士法人なにわ共同法律事務所 弁護士
福田 公教	関西大学 人間健康学部 准教授
◎山内 稔	公益財団法人 児童育成協会 参事

3. 対象施設 中央子ども家庭センター 一時保護所（保護第一課）

評価委員が訪問調査した日	令和5年 11 月 2 日	評価受審回数	2回目
--------------	---------------	--------	-----

4. 評価方法

中央子ども家庭センター保護第一課による自己評価、利用者である子どもによる評価、部会委員による一時保護所職員からのヒアリングを総合し、部会として評価結果を取りまとめた。

子どもによる評価については、部会委員による実地調査でのヒアリング及び児童に対してのアンケート調査を実施した。

5. 評価基準

a	よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	十分な取り組みがみられるが、さらに工夫の余地がある状態
c	取り組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

総評

① 子どもが権利の主体として尊重されること

一時保護される子どもたちは、それまで適切な環境にいないことが多いため、入所時、退所時の説明や子どもの意見の尊重が重要である。一時保護所では、子どもの年齢や能力に応じた説明がなされ、子どもの権利ノートの活用や意見箱の設置とその対応が適切に行われており高く評価できる。

しかしながら、アンケートの中では、説明が十分でないという回答が一定数あり、今後さらなる取り組みが望まれる。

② 子どもが安心して安定した生活をおくれること

子どもの心身の状態に配慮した個別処遇が求められる。特に、個別棟は、子どもの安定には必要と考えられるが、原則2週間程度、ほとんどの時間を一人で過ごし、外からの刺激が長い間遮断され、子どもの心身への影響が懸念されることから、職員の関わり、外出など適度な環境整備を工夫されたい。

子どもの生活面については、生活援助、日課、レクリエーション、食事、衣服の提供など前回の評価を受けて暖かみのある環境設定が適切に行われている。しかし、構造上やむを得ないが、男女で部屋の広さ(余暇スペース)に差があること、6人の大部屋があること、浴室が薄暗いことは改善が求められる。

また、食事の量や提供等についてヒアリング、アンケートで改善への希望があり、子どもが自ら考え選択できるよう子どもの声を受け止め、主体性を尊重する取り組みをすすめられたい。

③ 子どもが一時保護解除後の次の生活への意欲をもち、挑戦することを支援すること

子どもの安心・安定とともに一時保護解除後の家族との生活の再開や施設入所措置等の新たな生活へ、意欲的な気持ちが持てるよう支援が重要である。

学習支援については、一人一人の学力に合わせたプリント学習が行われている。しかし、子どもの学習意欲を引き出すためには、在籍校との連携や通学機会の確保など検討されたい。

外出制限については、一時保護所の役割と体制からやむを得ず、またその理由について子どもへ説明もされている。しかし、アンケートで子どもから不満が指摘されており短時間でもよいので実現できるよう工夫を検討されたい。

④ 行動観察の専門性を高め、養育者の子ども理解につなげること

職員配置は基準を上回っており、研修は、前回の評価を受けて府全体、児童相談所、一時保護所で体系的に実施され、また、スーパーバイズ、OJT もしっかり行われている。

一時保護では虐待以外にも様々な課題を持つ子どもがおり、行動観察、アセスメントは援助方針だけでなく、子どもへの理解を深めるために重要である。

現在、観察会議は直接、オンラインを活用して実施され、必要な場合は再アセスメント行っており

評価できる。また、施設への措置の際は、当該施設に相談部門を通じ情報提供を行っているが、今後、特に直接伝達の必要性の高い場合は、オンライン等も活用し、より緊密な情報交換ができるように工夫されたい。

I 子ども本位の養育支援

○ 権利ノートが利用されており、また改訂も行われていること、インテークやグループワーク時に子どもの権利や権利侵害の場合の対応について子どもに説明がなされていることは、高く評価できる。

意見箱については、他の入所型施設において設置されてもほとんど利用されていない例も見受けられる中、実際に利用される場合もあるということであり、一定の役割を果たしているものと考えられる。

全体として、子どもの権利保障のための取り組みが十分に行われており、子ども本位の養育支援と評価できる体制が構築されているといえる。

他方で、個別的な処遇が重視される現代社会において、設備の面での限界があるということは指摘せざるを得ないのではないか。すなわち、一定の年齢以上の子どもからすると、大部屋であること自体の問題で、養育の場としては適切とは言えない。

また、一時保護所には規定上第三者委員は置かれていないが、現場の実態と権利擁護について理解のある第三者委員が存在すれば、さらに権利擁護の質はあがるものと考えられる。

○ 外出については、例外的な場合を除き行うことができていない。一時保護所がシェルターとしての機能も有していること、一時保護の期間について短期間を想定していることや職員の数の問題から、この点についてはやむを得ない面もある。また、外出制限については子どもたちに説明がされてはいる。

しかしそれにしても、一定期間外出ができないということが子どもにとってストレスとなるところが多いと考えられる。子どもへの「一時保護所での生活について嫌なこと」というアンケートへの回答の中でもこの点が指摘されてもいる。難しいところもあると考えられるが、少しでもこれが実現できるよう今後の工夫が望まれる。

○ 入所時、退所時における仕組みや一時保護所についての説明は十分行われており、子どもの年齢や能力に応じた説明も工夫されていると考えられる。

他方で、子どもへのアンケートの中の「ここには、だいたいいつまでいなければならないか、今どのような状況なのか、話をされたか」という質問に対して「されなかった」という回答が31パーセント、「よくわからない」という回答が26パーセントである。この点についての説明が全くされていないことは考えづらく、入所措置手続の複雑性と流動性、また児童の理解力との関係が影響してこのような回答となっているのか、とも考えられるところである。ただ、子どもの実感として上記のようなこ

とであるということは重要な問題と受け止めるべきであり、説明については今後さらなる工夫が望まれる。

○ 個別棟では、刺激の少ない落ち着いた環境で生活する必要がある子どもについて、個室を提供して個別処遇が行われている。これは子どもの特性に配慮した処遇であり適切である。他方で、一日の多くの時間を一人で生活するという状況は子どもにとってあまり例のない事態であるはずであり、またさらに物理的にも生活の場が他から閉ざされ、外部を居室から見ることも容易でない状況になるのであり、非常に特殊な状況の置かれることになる。

現時点で、子どもから特別にこの点についての苦情があるわけではないため、抜本的な対策が必要ということではないが、個別棟の子どもへの処遇については、そもそも特殊な状況であることを念頭に置き、話し相手になることを心掛けたり、少しでも外へ出る時間を設けるなどの工夫が望まれる。

○ アンケートによれば、アームルールや男女の接触について、「神経質になりすぎ」という観点で不満を述べる子がいる。子どもの視点に立つと、その点はややなずけるところでもある。ここは安全確保と権利擁護の調整の一場面であるが、多数の児童の生活する施設において、性の問題は最もデリケートで、かつ重大な問題に発展しうるものであることから、短期間の入所を前提とする一時保護所においてはやむを得ないところがあると考えられる。

以上、繰り返しになるが、全体として、子ども本位の養育支援を行うためのしくみが整っていると評価できるところである。

項目別評価

	項目	評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	a
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
No.3	一時保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.4	一時保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	b
No.5	一時保護解除について、子どもに対して適切に説明し、同意を得ているか	a
No.6	一時保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a

項目別評価

	項目	評価
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
No.8	一時保護所の職員等による子どもへの虐待(=被措置児童等の虐待)の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a

II 一時保護の環境及び体制整備

○ 一時保護所の運営基準については、令和6年度に国において施行される予定である。現在はこれまで定められた内閣府の基準に従って評価がされることとなっている。

○ 居室環境、学習・活動の場、食堂、風呂、便所などは、適切に衛生が保たれ使いやすい構造であり、また前回からシール等で工夫されより暖かみのある環境に取り組みされている。新基準では変更の検討が必要になると考えられるが、6人の居室があり、4人居室が基準となっていることから速やかに改善できるよう取り組まれたい。

○ 個室は限られており、必要に応じて個別対応がとりにくい状況であるが、日課プログラムでの小集団・個別対応や静養室等を活用するなど工夫されている。

○ No16の個別性が尊重される環境について、自己評価ではb評価となっているが、建物の構造上個室や個別処遇が困難な状況ではあるが、日課や児童面接等で個々の児童の状況を把握し

個別対応を行っていることから **a** 評価とした。

○ 個別棟の扱いについては、児童の状況に合わせて他児童等との接触を避けたほうが良いと思われる場合など、必要性は高いと考えられる。一方で、周囲からの刺激遮断が長引くと安定はするが、次の段階に移るに際してその影響を考慮する必要がある。現在は **2** 週間程度の利用となっているようだが、児童への影響を踏まえて個別棟の利用、職員のかかわりについて検討する必要がある。

○ 職員配置については基準を上回る配置となっており評価できる。職員の専門性の向上については、前回の指摘以降、府全体の研修、児童相談所の研修一時保護所の研修と体系的に実施されており、職場でのスーパーバイズなど **OJT** もしっかり行われている。

○ しかし、今回、職員間で引継ぐべき内容が多岐にわたるため、情報共有に漏れが生じることが生じたり、子どもの状態によっては、トラブルの発生や緊急での入所が続くことなどから休憩時間が十分に取れなかったり、残業が多くなっていることがある。職員が安心して十分に子どもに対応できるように、業務の見直しや状況に見合った入所、また職員の増員などを検討する必要がある。幸い、新しい一時保護所の設置されることから、これを契機にそれぞれの一時保護所の負荷を軽減し、子どもへの専門性の高い処遇が確保されるよう努められたい。

項目別評価

	項目	評価
No.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a
No.21	情報管理が適切に行われているか	b

項目別評価

	項目	評価
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取り組みが適切に行われているか	a
No.23	職員間での情報共有・引き継ぎ等が適切に行われているか	b
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	b
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
No.27	警察等との連携が適切に行われているか	b
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	b
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	b

Ⅲ一時保護所の運営

○ 一時保護所の運営は、年度単位の事業計画や達成目標に基づき、総じて適切に行なわれていると評価することができる。つまり、緊急保護も含めて、適切に実施されていると評価する。

○ 子どもへの生活面へのケア、レクリエーション、食事、衣服等は適切に提供されている。しかしながら、子どもへのヒアリングでは、食事の摂取量や提供のあり方について、意見が聴取されている。また、コロナ禍の対応として、食事の楽しさよりも感染対策を優先せざるを得ない状況にもある。子どもにとっての一時保護所における食事の重要性を鑑み、子どものおかれた精神状態や特性に応じた工夫が求められている。とりわけ、一人ひとりの子どもの意見を聴取しながら、食事を再構築していく必要がある。また、生活スペースについては、男児と女児で使用できるスペースに違いがあり、不満となって現れている事がヒアリングによって聴取された。男女に分かれた処遇が行なわれていることから鑑みると、生活スペースの違いがあることは子どもからすると受け入れがたいものであろう。構造上の課題はあると考えられるが、是正していくことが求められる。

○ 子どもの学習支援については、限られた人員体制の中で、基本的には適切に提供されている。しかしながら、一時保護される子どもの年齢、学力、学習意欲は、一人ひとり違うことから、集団教育の中では、プリント学習等の個別支援が中心とならざるを得ないが、これらの状況を止揚する

方策として、個別の学習ニーズのアセスメントや在籍校との連携、通学機会の確保にも取り組んでいくことが必要である。

○ 入浴については、2か所の浴室に違いがあり、1か所は薄暗い印象がある。子どもへのヒアリングでも課題と認識されていたことから、運営自体は問題ないが、ハード面の改善が必要となっている。

○ 子どもの性的問題、他害や自傷、無断外出、重大事件に係る触法少年など、一時保護所では、多様な背景を持つ子どもを受け入れており、個別棟での対応も含めて、緊張感を持って適切に対応されている。他方、これらの子どもの支援ニーズは個別性が高く、一時保護所でのアセスメントが重要であり、一時保護前後の関係機関との連携が必要となる。

項目別評価

	項目	評価
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	a
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	b
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b
No.35	食事が適切に提供されているか	b
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	b
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b

項目別評価

	項目	評価
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.48	障がい児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
No.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
No.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

- 一時保護におけるアセスメント、行動観察は一時保護中の子どもの処遇だけでなく、一時保護後の方針決定、家庭復帰や在宅、施設・里親移行後のケア、さらに保護者・養育者への子どもへの理解の促進に欠かせない大切な専門支援である。

- 現在、一時保護中の子どもの行動観察を進めるとともに、相談部門の児童福祉司、児童心理司と連携して、観察会議を行い、関係機関からの情報も含めて総合的にアセスメントを行い援助方針を策定していることは評価したい。

- また、定期的に観察会議を開いて再アセスメント、援助方針の見直しを行っている点も評価できる。

- 一時保護を必要とする子どもは基本的にそれまでの生活が安定せず、周囲との人間関係も安心感を持ちにくい状況であると考えられる。このため、子どもへの十分な理解の上で、個別対応や丁寧なかかわりが求められる。この一時保護の重要な役割が子どもへのケア・アセスメントである。今後も専門的技術の向上を目指して取り組まれない。

項目別評価

	項目	評価
No.55	一時保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a
No.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、援助方針を決定しているか	a
No.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
No.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	a
No.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
No.60	観察会議が適切に実施されているか	a

V 一時保護の開始及び解除手続き

- 一時保護開始にあたっての説明については、丁寧にされていると考えられる。それでもアンケートの中では「説明がされなかった」「理由がよくわからない」と回答する子どもが一定割合発生している。ある程度やむを得ないと思われるが、常に説明方法を工夫することを意識するべきと考えられる。

- 所持物については、施設管理上、自由に私物を持ち込むことができないことを踏まえ、適切に対応がなされていると考えられる。

- 入所措置を前提とする一時保護解除にあたっての入所施設への情報提供については、行動観察票を相談部門に提供する形で対応されている。基本的にはこの方法で行うことになるが、子どもの特性を踏まえた緊密な情報提供の重要性は言うまでもないところであり、今後、特に丁寧に引継ぐ必要のある子どもについてはさらに緊密なやりとりも検討すべきではないか。この点にあたっては、近時オンライン会議の利便性が飛躍的に高まっていることも踏まえて検討することも考えられる。

項目別評価

	項目	評価
No.61	一時保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
No.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
No.63	一時保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	b
No.64	一時保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a

利用者調査の結果（令和5年度）

【実施日】令和5年9月6日

【実施者】大阪府家庭支援課

◇幼児アンケート 結果◇

【対象児童数】 8名（2歳から6歳までの幼児）

【実施児童数】 7名（1名については、実施できず）

【実施方法】 聞き取り

【集計方法】 聞き取り内容を分類し、集計を行った

問:ここに来る前にここがどんなところか聞きましたか。

聞いた	聞いていない	忘れた	無回答 わからない
2	1	1	3

(回答内容)

聞いた:「うん」、頷く／聞いていない:「聞いていない」／忘れた:「忘れた」

問:なぜここに来ることになったか聞きましたか。

された	されなかった	無回答 わからない
2	2	3

(回答内容)

された:「うん」、具体的な理由を述べる／されなかった:首を横に振る、「聞いていない」

問:ここで楽しいことはありますか。(それは何ですか。)

ある
7

(回答内容)

「ブロック」「人形」「パズル」等のおもちゃ

問:ごはんはおいしいですか。

おいしい	無回答 わからない	その他
5	1	1

(回答内容)

おいしい:「おいしいよ」、頷く、「めっちゃおいしい」

その他:「昨日はいやだった。(当日の昼食は)おいしかった。」

問:ごはんの時間はたのしいですか。

たのしい
7

問:ここで嫌なことはありますか。それはどんなことですか。

ある	ない
2	5

(回答内容)

「ある」:他児に押されたこと、叩いた子がいること

問:ここで嫌なことがあったとき、お話できる大人の人はいますか。

いる	無回答 わからない
5	2

(回答内容)

「いる」:一時保護所の職員

問:ここであなたの話をよく聞いてくれる大人の人はいますか。

いる	無回答 わからない
5	1

(回答内容)

「いる」:子ども家庭センター(相談部門)の職員、一時保護所の職員

問:この職員はやさしくしてくれますか。

はい
7

問:ここでやりたいこと(したいこと)があれば教えてください。

ある	ない	無回答 わからない
3	3	1

(回答内容)

「ある」:寝ているとき職員に来てほしい、携帯電話で動画を見たい、ブロックで遊びたい

◇児童アンケート 結果◇

【実施児童数】 35 名（小学校 1 年生以上の児童）

【実施方法】 無記名の自記式アンケートまたは聞き取り

問:ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	よくわからない	されなかった
28	1	6

問:あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された	よくわからない
28	7

問:ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、この職員や子ども家庭センターの人から話をされましたか。

された	よくわからない	されていない
15	9	11

問:あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、この職員や子ども家庭センターの人に聞いてもらえましたか。

聞いて もらえた	まあ聞いて もらえた	あまり聞いて もらえなかった	わからない	無回答
17	11	4	2	1

問:この職員や子ども家庭センターの人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない
24	3	8

問:ここでの生活で、この職員に大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	無回答
15	10	3	6	1

問:自由に過ごせる時間は十分にありますか。

多い	ふつう	少ない
11	13	11

問:自由時間で楽しいことはありますか。

ある	ない	無回答
27	6	2

問:家族や学校教諭等との面会、手紙のやりとりなどが、できていますか。

面会できる (する予定)	手紙のやりとりが できる(する予定)	希望を伝えて、 回答を待っている	希望したが、 できていない
4	3	4	3
希望したことがない	わからない	無回答	
16	1	4	

問:ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	わからない	無回答
3	8	4	14	1	5

問:学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	わからない	無回答
11	9	7	2	1	5

問:食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	無回答
19	7	5	2	2

問:食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
9	11	4	8
わからない	無回答		
1	2		

問:ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

ある	ない	回答なし
14	20	1

問:不安なことや困ったことなどがあった時にここの職員や子ども家庭センターの人に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	わからない	無回答
22	5	5	1	2

問:ここでの生活でうれしかったことはありますか。

ある	ない	無回答
19	14	2

問:ここでの生活は全体をとおしてどうですか。

よい	まあよい	あまりよくない	よくない	ふつう	わからない	無回答
9	11	4	6	1	1	3